

私たちは、暴力団員による不当な行為の影響を受けず、安全で平穏な社会の中でこそ、個人の自由と権利が保護されるものであり、暴力団のいない中で、安全で平穏な生活を送り、及び事業活動等を行うことは、市民や事業者等全てのものの願いである。

我が国では、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律のもと、暴力団の排除に向けた取組が進められてきたものの、本市においては、古くは戦前から暴力団事務所が存在し、長い歴史の中で、度々抗争事件が発生するなど、安全で平穏な市民生活や事業活動等が脅かされてきた。

しかしながら、平成30年に暴力団の排除を目的とした市民団体が発足し、市民、事業者、警察及び市が協力して本市における暴力団の排除に取り組んできた結果、令和4年9月に本市内から全ての暴力団事務所がなくなり、暴力団の排除が大きく進んだ。

そこで、私たちは、今後においても、暴力団を利用しない、暴力団は必要ないという意志を強く示すとともに、本市内への暴力団の進出を許さない姿勢を貫き、暴力団の排除に関する活動を緩めることなく続けなくてはならない。

ここに、私たちは、本市内から暴力団を排除し、将来にわたり、市民生活や事業活動等が暴力団に脅かされることのない、安全で平穏な社会を実現するため、この条例を制定する。

(令6条例11・追加)

(この条例の目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団事務所に関する規制その他の必要な措置を定めることにより、暴力団の排除に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等の安全で平穏な生活等の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(令6条例11・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団の排除 暴力団の不当な活動又は暴力団員による不当な行為を防止し、及び暴力団又は暴力団員が市民等の生活、事業活動等に不当な影響を及ぼすことを排除することをいう。
- (2) 市民等 市民及び本市の区域内に事務所若しくは事業所を有し、又は本市の区域内で公共の利益を目的とした活動を行う個人又は法人その他の団体(以下「法人等」という。)をいう。
- (3) 暴力団事務所 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第15条第1項に規定する事務所をいう。
- (4) 暴力団 法第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定による兵庫県公安委員会の指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う団体並びに国及び他の地方公共団体をいう。
- (7) 暴力団密接関係者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 暴力団員が役員(法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を、その業務に関し、監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次のいずれかに該当する行為をした事業者(法人等を除く。)
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与(以下「利益供与」という。)をする行為
 - (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
- エ 法人等である事業者で、その役員又は監督責任者がウ(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する行為をしたもの
- オ アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者を相手方として、市が締結する契約に係る下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結している事業者

(令6条例11・一部改正)

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団及び暴力団員が市民等の生活、事業活動等に不当な影響を及ぼすものであるという認識の下に、暴力団及び暴力団員を恐れないこと、暴力団又は暴力団員と交際しないこと、暴力団又は暴力団員を利用しないこと、暴力団又は暴力団員に利益供与をしないこと並びに暴力団事務所の存在を許さないことを

基本として、市民等の安全で平穏な生活等の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展のために、市、関係機関等及び市民等が緊密に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(令6条例11・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団及び暴力団員と一切の関係を持たないよう努めるとともに、市又は関係機関等が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

2 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市又は関係機関等に対し、当該情報を提供するように努めるものとする。

(市に対する不当な要求等に対する措置)

第6条 市は、その職員が暴力団又は暴力団員による不当な要求その他の活動に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(契約事務において講ずべき措置)

第7条 市は、契約の締結及びその履行により暴力団の利益になることがないよう、暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者(第17条を除き、以下「暴力団等」という。)に市が施行する競争入札(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項に規定する競争入札をいう。)の参加者の資格を与えないことその他暴力団等が市が締結する契約に関与することを排除するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、必要があると認めるときは、市が締結する契約に関与する者が暴力団等であるかどうかを確認するため、兵庫県警察本部長(以下「警察本部長」という。)から必要な情報を収集することができる。

(令6条例11・一部改正)

(補助金等を交付する事業において講ずべき措置)

第8条 市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金(以下「補助金等」という。)を交付する事業の執行により暴力団の利益になることがないよう、暴力団等が当該事業に関与することを排除するために必要な措置を講ずるものとする。

2 前条第2項の規定は、補助金等を交付する事業に関与する者について準用する。

(公の施設における措置)

第9条 市長又は尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、条例で別に定めるものを除くほか、市が設置する公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)のうちその設置及び管理に関する事項を定める条例(以下「施設条例」という。)が制定されているもの(以下「特定施設」という。)の利用(以下この条において「利用」という。)又は特定施設における行為(以下この条において「行為」という。)が暴力団の利益になると認めるときは、これらの施設条例の規定にかかわらず、当該利用の許可(承認その他の処分を含む。以下この条において同じ。)又は当該行為の許可をしないこと、既にしたこれらの許可を取り消すことその他の利用又は行為の制限に関する処分を行うことができる。

2 市長又は教育委員会は、必要があると認めるときは、利用又は行為が暴力団の利益になるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができる。

3 施設条例の規定により指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に特定施設の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が利用の許可又は行為の許可、これらの取消しその他利用又は行為に関する業務を行うときは、当該指定管理者を市長又は教育委員会とみなして、前2項の規定を適用することができる。この場合において、前項中「ときは」とあるのは「ときは、市長(教育委員会の所管に属する特定施設にあっては、教育委員会)に対し」と、「聴く」とあるのは「聴くことを求める」とする。

(行政財産における措置)

第10条 市長その他行政財産(地方自治法第238条第4項に規定する行政財産をいう。以下同じ。)を管理する権限を有する市の機関(以下「市長等」という。)は、行政財産の使用(以下この条において「使用」という。)の許可(同法第238条の4第7項の規定による使用の許可をいう。以下同じ。)の申請があった場合において、当該使用が暴力団の利益になると認めるときは、法令(市の条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。)の規定にかかわらず、当該使用の許可をしないことができる。

2 市長等は、使用の許可をした場合において、当該使用が暴力団の利益になると認めるときは、法令の規定にかかわらず、当該使用の許可の取消しその他の使用の制限に関する処分を行うことができる。

3 前条第2項の規定は、使用について準用する。この場合において、同項中「市長又は教育委員会」とあるのは、「市長等」と読み替えるものとする。

(市の事務事業からの暴力団等の排除)

第11条 第7条から前条までに規定するもののほか、市は、事務事業の執行により暴力団の利益になることがないよう、暴力団等が市の事務事業に関与することを排除するために必要な措置を講ずるものとする。

(適用除外)

第12条 第7条から前条までの規定は、第1条の目的を達成するために必要と認められるときは、適用しない。

2 前項の規定の適用に当たっては、市長は、同項に規定するときに該当するかどうかについて、尼崎市暴力団排除推進審議会の意見を聴くものとする。

(令6条例11・追加)

(暴力団事務所の運営の禁止等)

第13条 暴力団事務所は、本市の区域内において、これを運営してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して暴力団事務所が運営されているときは、その違反に係る暴力団事務所を運営する者に対し、当該暴力団事務所の運営を中止することを命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、尼崎市暴力団排除推進審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、第2項の規定による命令をするために必要があると認めるときは、警察本部長から必要な情報を収集し、又は暴力団員その他の関係者に対して報告若しくは資料の提出を求めることができる。

5 第2項の規定は、暴力団事務所が暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第13条に規定する区域又は地域内で運営されている場合は、適用しない。

6 第1項の規定に違反して暴力団事務所が運営されている場合において、市の平穏な業務の遂行が違法に害されているときは、市は、市民等並びに兵庫県警察及び関係機関等と連携して、その違反に係る暴力団事務所の使用等の差止めの請求を行うものとする。

7 第2項及び前項に規定するもののほか、市は、暴力団事務所の排除に関して、市民等並びに兵庫県警察及び関係機関等と連携して、市民等の安全で平穏な生活等の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(令6条例11・追加)

(市民等に対する支援)

第14条 市は、暴力団事務所が運営されないようにするための活動その他の暴力団の排除のための活動に主体的に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供、助言、暴力団事務所の使用等の差止めの請求に要する費用等に対する助成その他の必要な支援を行うものとする。

(令6条例11・旧第12条繰下・一部改正)

(青少年を守るための取組)

第15条 市は、青少年が暴力団に加入し、又は暴力団若しくは暴力団員による犯罪その他の行為が青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすことがないように、関係機関等との連携を図りながら、青少年に対する教育、情報の提供及び啓発に取り組むものとする。

(令6条例11・旧第13条繰下)

(暴力団の威力の利用等の禁止)

第16条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団の威力を利用し、又は暴力団員を使用してはならない。

(令6条例11・旧第15条繰下)

(利益供与の禁止)

第17条 市民等は、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者が指定した者(以下この条において「暴力団等」という。)に対し、利益供与をしてはならない。

2 市民等は、自己が業務を行うことを暴力団又は暴力団員が容認することの対償として、暴力団等に対し、利益供与をしてはならない。

3 前2項に規定するもののほか、市民等は、正当な理由なく、暴力団等に対し、暴力団の利益になる利益供与をしてはならない。

(令6条例11・旧第16条繰下)

(祭礼等からの暴力団等の排除)

第18条 祭礼、興行その他の不特定又は多数の者が特定の目的のために一時的に集合するような行事の主催者及びその運営に携わる者は、暴力団又は暴力団員が当該行事に関与することを排除するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(令6条例11・旧第17条繰下)

(審議会の設置)

第19条 第12条第2項又は第13条第3項の規定によりその権限に属させられた事項その他暴力団の排除に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市暴力団排除推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(令6条例11・追加)

(審議会の組織等)

第20条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 4 臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間とする。ただし、再任することを妨げない。
- 6 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。
- 7 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(令6条例11・追加)

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(令6条例11・追加)

(審議会の招集等)

第22条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(令6条例11・追加)

(意見の聴取等)

第23条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は当該者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(令6条例11・追加)

(審議会の運営の委任)

第24条 第20条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(令6条例11・追加)

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(令6条例11・旧第18条繰下)

(罰則)

第26条 次のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第20条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者

(令6条例11・追加)

(両罰規定)

第27条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第1号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(令6条例11・追加)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(令6条例11・旧附則・一部改正)

(審議会の招集の特例)

- 2 最初に招集される審議会は、第22条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(令6条例11・追加)

付 則(令和5年3月9日条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第16項の規定は、公布の日から施行する。

(委任)

16 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が、又は市長以外の旧実施機関が市長と協議して定める。

付 則(令和6年3月6日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中尼崎市暴力団排除条例第11条の次に2条を加える改正規定(同条例第13条(第7項を除く。))に係る部分に限る。)及び同条例本則に2条を加える改正規定(同条例第26条第2号に係る部分を除く。)並びに次項の規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の尼崎市暴力団排除条例(以下「改正後の条例」という。)第13条第1項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の際現に運営されている暴力団事務所(改正後の条例第2条第3号に規定する暴力団事務所をいう。)については、適用しない。
- 3 この条例の施行の日から令和7年5月31日までの間における改正後の条例第26条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。同年6月1日以後における同日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等の一部改正)

- 4 次の各号に掲げる条例の規定中「第2条第4号」を「第2条第7号」に改める。

(1)～(10) 略

(尼崎市企業投資活動促進条例の一部改正)

- 5 尼崎市企業投資活動促進条例(平成16年尼崎市条例第46号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部改正)

- 6 尼崎市公設地方卸売市場業務条例(平成18年尼崎市条例第60号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略